

(第1面)

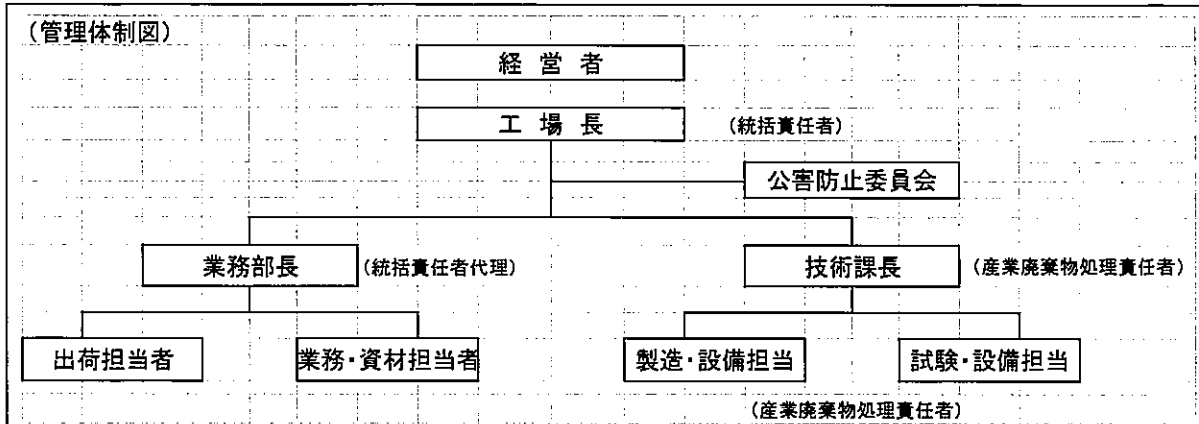
産業廃棄物処理計画書	
4 2023年 6月 11日	
千葉県知事 熊谷 俊人 殿	
提出者 〒273-0013 住 所 千葉県市川市高谷2018番地28 氏 名 市川菱光株式会社 代表取締役 皆谷 直人 電話番号 047-327-3318	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	市川菱光株式会社 本社工場
事業場の所在地	千葉県市川市高谷2018番地28
計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分業：製造業 中分業：窯業・土石製品製造業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額 702百万円
③従業員数	8人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格 A列4番)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	排出量	11,315	t
	(これまでに実施した取組) ・ミキサー車両内のドラム洗浄水使用低減（1台当たり40ℓ /回） ・残コン、戻りコンの発生低減 ① 現場事前打合せと最終出荷数量の密な連絡にて調整出荷する。 ② 顧客（ゼネコン）へ意識改革を促進（残コン低減方法）		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	排出量	10,500	t
	(今後実施する予定の取組) ・残コン、戻りコンの低減 従業員へは、残コン低減するための勉強会実施（教育、意識改善） 現場への密な事前打合せと生コンの残コン低減への協力要請 ・脱水機施設の設置により、ケーキとして産廃物の排出数量減 ・生コンクリート製造に練り水への利用 スラッジ水を再使用による標準化（固形分率1%以下） ・ミキサー車及びプラント洗浄水使用の低減		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・骨材とスラッジ水との分別
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・骨材とスラッジ水との分別

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	7,865	t
	(これまでに実施した取組) ・スラッジ水を脱水処理にて上澄水とセメントケーキに分別 上澄水は、生コン製造の練り水にて使用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	7,000	t
	(今後実施する予定の取組) ・スラッジ水を脱水処理し、上澄水とセメントケーキに分別 上澄水は、生コン製造の練り水にて使用 セメントケーキの含水率を40%以下にする。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	t
	（これまでに実施した取組） これまで、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き埋立又は海洋投入処分する予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	全 処 理 委 託 量	3,450	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量		t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	3,450	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量		t
	（これまでに実施した取組） ・生コンクリート製品の残コン・戻りコンを固めた後に再生利用中間処理業者へ委託し、路盤材料として再利用する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	全処理委託量	2,700 3,500	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t
	再生利用業者への 処理委託量	2,700 3,500	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t
	(今後実施する予定の取組) ・残コン、戻りコンを細骨材と粗骨材に分別し、再生骨材使用率の増加を計る。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。